

タチバナストックハウス お取引総合規定集 新旧対照表

※下線部分変更

有価証券の最良執行方針について	
新	旧
<p>この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。</p> <p>当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。</p> <p>1. 対象となる有価証券</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>(省略)</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p>① (省略)</p> <p>② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取り次ぎは、次のとおり行います。</p> <p>(a) 上場している金融商品取引所市場が 1 箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。</p> <p>ストックハウスインターネット取引では、<u>東京証券取引所以外に単独上場されている場合には、現物売付のみ取り次ぎます。</u></p> <p>(b) 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、当該銘柄の一定期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い市場として当社が選定した金融商品取</p>	<p>この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。</p> <p>当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。</p> <p>1. 対象となる有価証券</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>(省略)</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p>① (省略)</p> <p>② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取り次ぎは、次のとおり行います。</p> <p>(a) 上場している金融商品取引所市場が 1 箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。</p> <p>ストックハウスインターネット取引では、<u>福岡証券取引所、札幌証券取引所、名古屋証券取引所への取り次ぎはしていません。</u> <u>※名古屋証券取引所は現物売付のみ取り次ぎます。</u></p> <p>(b) 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、当該銘柄の一定期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い市場として当社が選定した金融商品取</p>

<p>引所市場に取り次ぎます。</p> <p>当社が選定した金融商品取引所市場とは、執行時点において、株式会社 QUICK の情報端末において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、株式会社 QUICK 所定の計算方法により、一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです）といたします。</p> <p><u>ストックハウスインターネット取引では、複数の金融証券取引所に重複上場されている場合で優先市場が東京証券取引所以外の場合には、現物売付のみ取り次ぎます。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>引所市場に取り次ぎます。</p> <p>当社が選定した金融商品取引所市場とは、執行時点において、株式会社 QUICK の情報端末において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、株式会社 QUICK 所定の計算方法により、一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです）といたします。</p> <p><u>ストックハウスインターネット取引では、複数の金融証券取引所に重複上場している場合、優先市場が東京証券取引所以外の場合には、取り次ぎできません。優先市場が名古屋証券取引所の場合のみ現物売付を取り次ぎます。</u></p> <p>(以下省略)</p>
令和 7 年 1 月	令和 5 年 12 月

特定口座に係る上場株式等保管委託約款	
新	旧
<p>第 10 条 年間取引報告書等の<u>交付</u></p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p>	<p>第 10 条 年間取引報告書等の<u>送付</u></p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p>
令和 7 年 1 月	令和元年 7 月

特定口座に係る上場株式等信用取引委託約款	
新	旧
<p>第 10 条 年間取引報告書等の<u>交付</u></p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p>	<p>第 10 条 年間取引報告書等の<u>送付</u></p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p>
令和 7 年 1 月	令和元年 7 月

書面等の電磁的方法による交付等（立花エクスプレス）に係る利用規定

新	旧
<p>第3条 対象書面</p> <p>電子交付等の対象書面は、金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律、金融商品取引業等に関する内閣府令、各金融商品取引所受託契約準則、自主規制法人関係諸規則等（以下「関係法令諸規則等」といいます。）において電磁的方法によりお客様に対し電子交付等が認められている書面、ならびに当社とお客様の権利、義務に関する書類のうち、当社が以下に定めるものとします。</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p><u>(4) 特定口座年間取引報告書</u></p> <p><u>(5) 上場株式配当等の支払通知書</u></p> <p><u>(6) N I S Aに関するお客様にご負担いただいた費用・報酬のお知らせ</u></p> <p><u>(7)</u> (省略)</p> <p><u>(8)</u> (省略)</p> <p><u>(9)</u> (省略)</p> <p><u>(10)</u> (省略)</p> <p><u>(11)</u> (省略)</p> <p><u>(12)</u> (省略)</p> <p><u>(13)</u> (省略)</p> <p><u>(14)</u> (省略)</p> <p><u>(15)</u> (省略)</p> <p><u>(16)</u> (省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第3条 対象書面</p> <p>電子交付等の対象書面は、金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律、金融商品取引業等に関する内閣府令、各金融商品取引所受託契約準則、自主規制法人関係諸規則等（以下「関係法令諸規則等」といいます。）において電磁的方法によりお客様に対し電子交付等が認められている書面、ならびに当社とお客様の権利、義務に関する書類のうち、当社が以下に定めるものとします。</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4)</u> (省略)</p> <p><u>(5)</u> (省略)</p> <p><u>(6)</u> (省略)</p> <p><u>(7)</u> (省略)</p> <p><u>(8)</u> (省略)</p> <p><u>(9)</u> (省略)</p> <p><u>(10)</u> (省略)</p> <p><u>(11)</u> (省略)</p> <p><u>(12)</u> (省略)</p> <p><u>(13)</u> (省略)</p> <p>(以下省略)</p>
令和7年1月	平成25年6月